

4月から国民年金が変わります

今年の4月から国民年金の制度が変更されます。主なものは次のとおりです。

保険料の半額が免除される制度ができます

所得が低く保険料を負担することが困難な方について、一定の基準のもとに保険料を全額免除する制度がありますが、**保険料の半額を免除する（残り半額は納付）制度**ができます。

第3号被保険者の届出方法が変わります

第3号被保険者（会社員や公務員に扶養されている配偶者）の届出は、役場を通じて手続きしていますが、**配偶者の勤務する会社や共済組合を通じて手続きする方法に変わります。**



注意しましょう

平成14年4月から、役場内にある京葉銀行横芝支店派出所では、国民年金保険料の取扱いが出来なくなります。

（平成13年度分については、4月末まで取扱います）

あなたの国民年金

パート②



ねんきんななちゃん

保険料の納付先が町から国に変わります

- 保険料の納付案内書が、社会保険庁から送られます。
- 全国の金融機関・郵便局・農協・漁協・国民年金基金（基金の加入者に限る）で納められるようになります。



口座振替を利用している方へ

- 振り替え先が町から国に変わります。
- 振り替え先を変更する手続きは、国が行います。手続きの必要はありません。
- 2~3月に次のことを記載した通知書が送付されます。



- ①保険料の振替先が、国に変更されること
- ②国が口座振替を行う場合のきまり
- ③口座振替の継続を希望しない場合は、申し出により口座振替を行わないこと

問合せ先 住民課国保年金係

☎④1211 内線1231